兵庫県内の事業者の皆様

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部 本 部 長(兵庫県知事) 井戸 敏三

新型コロナウイルス感染症に係る休業要請等

4月7日、兵庫県全域に新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が 発令されました。兵庫県では、県民の皆様に外出自粛を強く呼びかけるなど しましたが、その後も県内の感染者は増加しており、一刻も早くこの事態を 収束させる必要があります。

そのため、県では、事業者の皆様に対し、新型インフルエンザ等対策特別 措置法等に基づき、別紙のとおり休業等を要請することとしました。

事業者の皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、県民のいのちを守るため、 新型コロナウイルスの感染拡大防止に向け、施設の使用停止及び催物の開催 の停止にご理解、ご協力を賜りますようお願いします。

記

1 区域

兵庫県内全域

2 期間

令和2年4月15日(水)~令和2年5月6日(水)

3 実施内容

- (1) 特措法に基づき休業要請を行う施設
- (2) 特措法によらない協力依頼を行う施設
- (3) 休業要請を行わない施設
 - ①社会生活を維持する上で必要な施設
 - ②社会福祉施設等